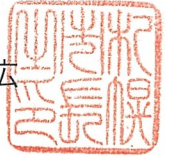


下記のとおり、公募により提案書類を募集し、その内容を審査し最良の提案者(契約候補者)を選定し、随意契約の手続きを進める企画競争を実施する。

令和7年11月21日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課介護予防担当係

電話 011-211-2547 メールアドレス kaigoyobou@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 令和8年度札幌市介護予防センター運営事業
(札幌市中央区介護予防センター北一条)

(2) 業務内容等 募集要項による

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約に至るまでの方法 募集要項による

(5) 予算額 (事業規模)

11,770,000円 (非課税事業のため、消費税及び地方消費税を含まない。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

3 企画競争参加資格

(1) 次の要件を満たす法人であること。

令和7年10月1日時点で、札幌市内において、下記に示す介護保険サービス等を提供する事業所または施設を有し、介護保険サービス等の提供実績があること。

【居宅介護支援】 居宅介護支援

【居宅サービス (介護予防も含む)】 訪問介護 (訪問型サービス)、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護 (通所型サービス)、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

【施設サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

【地域密着型サービス (介護予防も含む)】 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護

【地域包括支援センター】 【介護予防センター】

(2) 申請書類受付日において、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。

- (3) 申請書類受付日において、直近1年間の市区町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 申請書類受付日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 役員の中に契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (6) 申請書類受付日において、会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 申請書類受付日において、不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (9) 役員等が、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (10) 上記(9)の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき、役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意すること。

4 募集要項の交付方法

令和7年11月21日(金)から札幌市公式ホームページにて公開する。

5 その他

上記のほか詳細については募集要項による